

山陽小野田市犯罪被害者等見舞金交付規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

## 山陽小野田市規則第 6 号

### 山陽小野田市犯罪被害者等見舞金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山陽小野田市犯罪被害者等支援条例（令和 5 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減を図るため、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 警察署の被害届等により確認できた犯罪行為による死亡若しくは重傷病又は性犯罪による被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病であつて、療養に要する期間が 1 か月以上、かつ、通算 3 日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養に要する期間が 1 か月以上、かつ、通算 3 日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）をいう。

(5) 性犯罪 刑法第176条、第177条及び第179条の罪並びに第177条及び第179条第2項の罪の未遂罪に当たる行為をいう。

(6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者又は次に掲げるいずれかの者であつて、本市の住民基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者

イ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第6条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けていた者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けていた者

エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者

オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者

カ アからオまでに掲げるもののほか、本市の住民基本台帳に記録することで自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

（見舞金の種類）

第3条 見舞金の種類及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

(3) 性犯罪被害見舞金 100,000円

2 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金のいずれもが支給の対象となる場合は、いずれか一方のみ支給する。

3 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が当該犯罪被害に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、

既に支給を受けた見舞金の額を控除した額とする。

(見舞金の支給対象者)

第4条 前条の見舞金の支給対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の遺族（次条第4項に規定する第1順位遺族に限る。）であって、当該犯罪被害が発生した時に市民であったもの
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であったもの
- (3) 性犯罪被害見舞金 性犯罪の被害を受けた者であって、当該犯罪被害を受けた時に市民であったもの

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。以下同じ。）
  - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の時に胎児であった子が出生した場合の前項各号の規定の適用については、当該子の母が犯罪被害者の死亡の時に主として犯罪被害者の収入によって生計を維持していた場合にあつては同項第2号の子と、その他の場合にあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順とし、第1項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順とする。この場合において、父母にあつては、養父母を先とし、実父母を後とする。
- 4 前項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合

において、当該代表者に対して行った遺族見舞金の支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じた申請書及び書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金

遺族見舞金の支給を受けようとする者は、山陽小野田市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に加え、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

ア 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類

エ 犯罪被害者の収入により生計を維持していたことを証する書類（前条第1項第2号及び第2項に掲げる者に限る。）

オ 申請者が当該犯罪被害時に本市に居住していたことを証する書類

カ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、山陽小野田市犯罪被害者等重傷病見舞金支給申請書（様式第2号）に加え、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

ア 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書

イ 犯罪被害者が当該犯罪被害時に本市に居住していたことを証する書類

ウ ア及びイに掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(3) 性犯罪被害見舞金

性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする者は、山陽小野田市犯罪被害者等性犯罪被害見舞金支給申請書（様式第3号）に加え、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

ア 犯罪被害者が当該犯罪被害時に本市に居住していたことを証する書類  
イ その他市長が必要と認める書類

- 2 見舞金の支給対象者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の親族又は法定代理人（以下「代理人」という。）が行うことができる。この場合において、申請者は、代理人であることを証する書類を提出しなければならない。
- 3 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対し報告を求め、又は関係機関等に対して照会若しくは調査を行うことができる。
- 4 見舞金の申請は、一の犯罪被害につき、それぞれ1回に限り行うことができる。

（申請の期限）

第7条 前条の規定による申請の期限は、当該犯罪等による死亡日又は重傷病及び性犯罪被害の発生した日から2年を経過した日までとする。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときはこの限りでない。

（支給の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金を支給しないものとする。

- (1) 犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が、当該犯罪被害に関して、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給等を受けているとき。
- (2) 犯罪被害者等が、当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為を行ったとき、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員（山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年

山陽小野田市条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団(同条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、犯罪被害者等が当該犯罪等の行為を容認していたことや犯罪被害者等と加害者の関係その他の事情から判断して、市長が見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給の決定)

第9条 市長は第6条のいずれかの規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、見舞金支給の可否を決定し、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者又は申請者その他関係人に対して、必要な事項を報告させ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は当該犯罪被害者若しくは申請者の同意を得て、関係機関等に対し、必要な事項について調査することができるものとする。

(見舞金の請求)

第10条 前条第1項の規定により支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第5号)により、見舞金を請求するものとする。

(支給決定の取消等)

第11条 市長は支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した見舞金があるときは、当該見舞金の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定又は見舞金の支給決定を受けたとき。

(2) 第4条に定める見舞金の支給対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 第8条の規定に該当することが判明したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消し、又は既に支

給した見舞金の返還を求めることが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。

様式第1号（第6条関係）

山陽小野田市犯罪被害者等遺族見舞金支給申請書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

被害者との続柄

次の事項に同意した上で、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給規則第6条の規定により、遺族見舞金の申請をします。

【同意事項】※全ての□に☑のこと。

- 本申請に当たり、代表申請者として申請資格のある遺族全員が承認済みであり、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、山陽小野田市に一切の迷惑をかけないことを誓約します。
- 暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことについて、市が警察に照会することに同意します。
- 下記の犯罪行為の状況について、市が警察に照会及び警察が市へ回答することに同意します。

申請金額		円
死亡被害者	氏名（生年月日）	（ 年 月 日）
	被害当時の住所等	
	死亡年月日	年 月 日
被害状況	犯罪行為のあった日	年 月 日
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の提出状況	警察署 年 月 日提出 罪名（ ）
他の地方公共団体による当該犯罪被害の見舞金の支給の有無		有 ・ 無

様式第2号（第6条関係）

山陽小野田市犯罪被害者等重傷病見舞金支給申請書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

被害者との続柄

次の事項に同意した上で、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給規則第6条の規定により、重傷病見舞金の申請をします。

【同意事項】※□に☑のこと。

暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことについて、市が警察に照会することに同意します。

下記の犯罪行為の状況について、市が警察に照会及び警察が市へ回答することに同意します。

申請金額		円
犯罪被害者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	被害当時の住所等	
被害状況	犯罪行為のあった日	年 月 日
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の提出状況	警察署 年 月 日提出 罪名（ ）
他の地方公共団体による当該犯罪被害の見舞金の支給の有無		有・無

様式第3号（第6条関係）

山陽小野田市犯罪被害者等性犯罪被害見舞金支給申請書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

被害者との続柄

次の事項に同意した上で、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給規則第6条の規定により、性犯罪被害見舞金の申請をします。

【同意事項】※□に☑のこと。

暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないことについて、市が警察に照会することに同意します。

下記の犯罪行為の状況について、市が警察に照会及び警察が市へ回答することに同意します。

申 請 金 額		円
犯罪被害者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	被害当時の住所等	
被害状況	犯罪行為のあった日	年 月 日
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の提出状況	警察署 年 月 日提出 罪名（ ）
他の地方公共団体による当該犯罪被害の見舞金の支給の有無		有 ・ 無

様式第4号（第9条関係）

山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定書

第 号  
年 月 日

様

山陽小野田市長

年 月 日付けで申請のありました見舞金については、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給規則第9条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 見舞金を支給します。

見舞金支給額 円

- 2 見舞金を支給できません。

（理由）

様式第5号（第10条関係）

山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

山陽小野田市長 宛

申請者 住所  
氏名  
電話番号

山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給規則第10条の規定により、見舞金を請求します。

請求金額								円
------	--	--	--	--	--	--	--	---

【振込先】

金融機関名	銀行 ・ 金庫 ・ 組合	
	本店 ・ 支店 ・ 支所 ・ 出張所	
預金種目	1 普通                      2 当座	
口座番号		
口座名義	カ	
	ナ 漢 字	

様式第6号（第11条関係）

山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

山陽小野田市長

年 月 日付けで申請のありました見舞金については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので、山陽小野田市犯罪被害者等見舞金支給規則第11条の規定により通知します。

記

理由